

報告第1号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成29年9月4日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第6号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成29年6月8日

亀岡市長 桂川孝裕

損害賠償額の決定について

市は、道路管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成29年6月8日専決

亀岡市長 桂川孝裕

記

- 1 損害賠償の額 20,365円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府枚方市在住 44歳男性
- 3 事故の概要

平成29年5月8日午後1時50分頃、市道大堀西内坪線を自動車で走行中、舗装の継目に埋め込まれていたコンクリートブロックが跳ね上がり、車両の底が損傷した。

損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 20,365円
- 2 損害賠償の相手方 大阪府枚方市在住 44歳男性

3 事故の概要

平成29年5月8日午後1時50分頃、市道大堀西内坪線を自動車で走行中、舗装の継目に埋め込まれていたコンクリートブロックが跳ね上がり、車両の底が損傷した。